
令和元年度 第1回北区子ども・子育て会議次世代育成支援行動計画部会議事要旨

令和元年度 第1回北区子ども・子育て会議次世代育成支援行動計画部会 議事録

[開催日時]

令和元年6月11日（火）午後 6時30分～午後 8時30分

[開催場所]

北とぴあ 14階 スカイホール

[次第]

1 開会

- (1) 委員・事務局交代メンバー紹介
- (2) 職務代理者の指名

2 議事

- (1) 次世代育成支援行動計画の体系について
- (2) 施策目標について
- (3) 個別目標別事業について
- (4) その他

3、閉会

[出席者] 岩崎美智子 部会長 小田川華子 委員 我妻 澄江 委員
足立賢一郎 委員 鈴木 将雄 委員 森 健太郎 委員
坂内八重子 委員 横森 幸子 委員

[配布資料]

資料1	「北区子ども・子育て支援計画2020」の基本的考え方（案）
資料2	次世代育成支援行動計画の体系
資料3	施策目標
資料4	個別目標別事業
資料5	北区教育・子ども大綱（素案）

【部会長】

皆様、こんばんは。定刻になりましたので、第1回北区子ども・子育て会議次世代育成支援行動計画部会を開会します。

本日は、季節外れの肌寒さで、皆さん、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

この会議は、次年度からの5カ年計画となる北区子ども・子育て支援計画2020のうち、新たな次世代育成支援子ども計画について検討するため、東京都北区子ども・子育て会議条例第8条に基づいて会議を開催することとしました。

それでは、新年度最初の会議で、新しく委員になられた方もいます。事務局から新しい委員のご紹介と出欠状況、それから、資料の確認をお願いします。

【事務局】

年度が変わり、委員の交代がありましたのでご紹介します。

小学校PTA連合会を代表して、森健太郎委員が岡村和俊委員から交代されました。また、東京都北児童相談所の横森幸子委員が新たに石山俊裕委員から交代されました。

あわせて、事務局のメンバーもこの新年度で変更がありましたので、変わったメンバーのみ、口頭で恐縮ですが、ご紹介させていただければと思います。

(事務局の交代メンバー紹介)

また、あわせて、この4月に子ども未来部組織改正がありました。昨年まではこの会議は子育て施策担当課長が所管をしていましたが、本年度から、私、子ども未来課長が担当します。どうぞよろしくをお願いします。

ここで事務局を代表して、子ども未来部長の早川から、ご挨拶を差し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】

改めまして、こんばんは。

本当にお忙しい中、6時半からとお疲れのところ、会議にご参加いただきまことにありがとうございます。

私が4月に子ども未来部に着任してからこの2カ月の間でも、保育園児の列に車が突っ込んでしまうという事故があり、また、大変悲しい虐待の事件等々の報道も多く、心を痛めているところです。

そうした中、本日ご紹介します、さまざまな子どもをめぐる、北区の子どもたちをどのようにこれから育てていくのか、また、子どもたちに育っていってもらえるのか、元気で健やかな北区の子どもたちのために、皆様方に忌憚のないご意見を伺って、事務局としても、計画を策定したいと思います。

この会は、先ほども部会長から大変活発な会だと伺っていますので、大変楽しみにしていました。どうぞよろしく願い申し上げます。

【事務局】

続きまして、欠席者のご報告です。公募委員の今井委員と大塚委員から、本日所用によりご欠席とご連絡をいただいているところです。欠席者の報告は以上です。

次に、資料の確認をいたします。事前に送付したものと、本日机上に配付した2種類があります。まず、机上に配付した資料について確認いたします。

クリップ留めになっています、今回、第1回子ども・子育て会議次世代育成支援行動計画部会次第、そして、部会のメンバーの方の名簿、事務局の名簿、本日の席次表というクリップ留めが一式。

そして、後ほどご説明をしますが、資料5ということで、本日の配付になり申しわけございませんが、北区教育・子ども大綱（素案）、これは素案ですので、年月日は入っておりませんし、これからこれも検討を進めていきますので、現段階では素案ということでお示ししています。後ほど説明します。

また、事前にお配りしている資料です。

まず1枚目が、資料1ということでA3の横判になっているかと思います。「北区子ども・子育て支援計画2020」の基本的考え方（案）と書いてあるもの。

また、同じくA3の横で資料2ということで、次世代育成支援行動計画の体系という書類。

そして、資料3ということで、施策目標、こちらもA3の横になっています。

資料4、こちらは、A4の両面刷りの22枚のものということで、個別目標別事業ということで、資料4ということでご用意しているところです。

本日忘れ物、落丁等がありましたら、事務局まで申し出ていただければと思います。

資料の確認は以上です。

【部会長】

続きまして、職務代理者の選任を行います。子ども子育て会議第8条4項に、部会長が職務代理者をあらかじめ指名することとなっていますので、小田川先生に職務代理者をお願いしたいと思います。

【委員】

職務代理者としてお引き受けしたいと思います。部会長の岩崎先生がご欠席のときに、かわって司会、進行をさせていただく役割だと伺っています。どうぞよろしくお願ひします。

【部会長】

よろしくお願ひします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事の一つ目、「北区子ども・子育て支援計画2020」の基本的考え方について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、私から資料1についてご説明します。

こちらについては、「北区子ども・子育て支援計画2020」の基本的考え方(案)というのですが、12月、そして、2月のこの子ども・子育て会議におきまして既にご議論いただき、決定いただいたところです。本日は新たな委員の方がいらっしゃいます。重要な部分ですので、再度の説明ということで、資料の説明をさせていただければと思っています。

資料1をお開きください。

左側に1、基本理念について書いているところです。こちらについては、前回の策定後も現在の大事な理念であり、引き続きこの理念を基本として進めていくべきというご意見に基づき、変更はありません。

右側の2、基本的な視点と基本方針について、大きく3点の修正、あるいは変更したところですので、それについてご説明をします。

まず、丸の一つ目です。子どもたちが持っている自ら育つ力を重視するという表現をさせていただき、文章の表現を子どもと保護者の順番に変えたところです。下線と四角で囲んだ部分をご参照いただければと思います。

また、あわせまして、(2)基本方針の順番、こちらについても、これまで全ての子育て家庭の支援、まちぐるみの支援、子育ての支援という順番から、子ども、家庭、まちぐるみと変更したところです。繰り返しますが、一つは、子どもたちの自ら育つ力をということで、こちらのところの変更、そして、2番、基本方針の変更というところです。

あわせて、中ほどの、全ての子育て家庭への支援の二重線のところです。経済力、家族の形態、年齢等という表記です。こちらについては、子どもの置かれた状況を踏まえ、子どもの年齢だけではなくて、性別ですとか国籍、障害の有無など、さまざまな状況を包含した記載をするというご意見に基づきまして、修正したところです。前回の2月の子ども・子育て会議の中でご決定をいただいたところです。確認の説明をしました。

説明は以上です。

【会長】

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問等がありますか。

特に新しく委員に加わった皆様、いかがですか。何かご質問等がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、2番目ですが、次世代育成支援行動計画の体系と施策目標について。それでは、ご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、私から資料2と、関連します。資料3、こちらをあわせてご説明します。

こちらの資料2、そして資料3については、今回の子ども・子育て会議のこの部会に、事務局案としてお示しするものでして、本日議論をいただきたい部分です。

なお、この事務局案作成に際して、北区におきましては、従来どおり北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査、また、現在北区では基本計画の改定を行っていきまして、そちらのニーズ調査の結果、そして、改定のための検討会の方針を初めまして、上位計画、あ

るいは関連計画の内容を踏まえて、庁内検討会で議論し、作成したものです。

初めに、資料2をご覧ください。

左から基本理念、基本的な視点、基本方針までは先ほどご説明したとおりです。その右の真ん中あたり、施策目標、そして、右側の個別目標についてご説明します。

まず中ほどの施策目標として、事務局案としては、基本方針と同様にこの間の社会条件の変化等、文言自体は修正せずに、個別目標について、現在の社会状況や区民ニーズも踏まえ、2点の修正と、文言修正は行いませんが、資料3の施策目標及びこの後の資料4で説明する個別目標にぶら下がる個別目標別指標において、新たな事業の方向性を大きく三つ頭出ししたいと思っています。順にご説明します。

初めに、修正点の2カ所です。個別目標のアンダーラインが引いてあるところです。

1点目は、(1)の個別目標①、多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実です。こちらに「多様な」という文言を追加しました。本計画の策定に際しまして、アンケート調査の結果を初めとして、現在の区民ニーズを踏まえた記載をするため、「多様な」という記載を追記したいと考えています。

2点目は同じく(1)の④です。変更前は、安心できる妊娠・出産・子育てへの支援という表記になっていったところですが、この間、この会議でもさまざまご議論をいただいた中では、やはり区における子育て支援の重点的な取り組みとしまして、切れ目のない支援、こちらが非常に重要ではないかということ踏まえまして、個別目標の文言としまして、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援と明確に記載したいと考えています。

次に、個別目標の文言修正自体は行いませんが、先ほど申し上げた大きく3点について、新たな要素、あるいは拡充の要素の意味を込めている箇所がありますので、文言修正はありませんが、詳しくは資料4でご説明します。

1点目は、施策目標(3)未来を担う人づくりの④です。こころとからだの健全な成長の中には、性の多様性の理解を初めとした人権の要素。

2点目、施策目標(4)の③です。障害、または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援の中には、近年増加している外国籍の家庭の方をはじめ、多文化共生、あるいは多文化理解、こういった要素についてこの記載の中で盛り込んでいきたいと思っています。

そして、最後、3点目です。施策目標(5)安心して子育てと仕事ができる環境づくりです。こちらの①ワーク・ライフ・バランスの理解促進の中、こちらには、現在、やはり社会問題となっています働き方改革や、それぞれのライフステージに合わせた自分らしい多様な生き方の要素を込めているところです。なお、具体的な部分については次の資料4で後ほどご説明します。

引き続き資料3、次の資料をごらんください。

ただいまご説明しました2点の文言修正、そして、3点の新たな要素、力を入れる視点、要素について、施策目標ごとに個別目標などがイメージできるように文章化したところです。こちらポイントだけ、繰り返しの部分はありますが、ご説明します。

まず、施策目標1、家庭の育てる力の支援についてです。こちらについては、先ほども触れましたが、さらなる保育ニーズの多様化に対応するとともに、保育の質、サービスの質の確保、これについて書かせていただいています。また、これまでの安心できる妊娠・出産・子育ての支援に加え、切れ目のない支援、そして、総合的な相談拠点の整備、充実

をはかることについて新たに記載しています。

続きまして、施策目標2です。子育て家庭を支援する地域づくりです。こちらは、3行目のところで「孤育て」というカギ括弧でくくっているところです。これがいわゆるひとり育てです。孤立した育て、こういった保護者に対する不安や孤独感の解消、こういった問題に対応していくために、自分らしく子育てができる形としてネットワーク構築の支援、あるいは支援を必要とする人とそれを支える人、その仲間づくりや団体、地域活動の支援等々を記載しているところです。

施策目標3、未来を担う人づくりです。恐縮ですが、ここに1点修正をお願いしたいと思います。2行目のところの6文字目で、「子どもの居場所を確保し」というところですが、ここに二重線を引いて、削除をお願いします。

こちらについて、子どもの未来というところですので、先ほど資料5として本日配付した北区教育・子ども大綱の素案、こちらをごらんいただければと思います。

資料5の素案を1枚おめくりいただき、2ページの上段、理念というところの二つ目のポチをごらんください。

こちらに、「未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、ともに学び、ともに育つ社会を実現します」この理念を子ども自身の成長という意味を込めまして、この施策目標3の中で記載をしているところです。また、本計画の基本的視点にもなります、未来を担う人づくりのこの施策目標3におきましては、子どもの最善の利益優先、これについて記載しています。また、あわせて、これらを推進するために、子どもの相談体制の充実、そして、居場所の確保、これについて記載しています。

右側の施策目標4です。特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援です。こちらについては、子どもの生命、安全や安心を確保するため、虐待の未然防止、あるいは早期発見・早期対応を切れ目なく総合的に行うこと。なお、北区におきましては、現在児童相談所の設置に向けて準備を行っていることや、昨今の児童虐待事件等に適切に対応するため、関係機関等の連携強化を図っていることを踏まえ、さらなる取り組みを進め、切れ目のない総合的な支援を図ることなどを記載しています。また、先ほども触れましたが、特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援について、多文化共生など、多岐にわたり支援することを記載しています。

最後の施策5、安心して子育てと仕事ができる環境づくりです。こちら先ほど説明しましたが、働き方改革の視点、ワーク・ライフ・バランスについては、ライフステージに合わせた自分らしい多様な生き方ができるという視点を追記しています。また、男女がともに担う子育てについては、一層の推進という記載しているところです。

事務局から資料2、資料3の説明は以上です。

【部会長】

それでは、ただいまのご説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

【委員】

資料2を今拝見してしまして、大変わかりやすい資料となっていますが、一つだけ伺えればと思っけてしまして、(4)で特に配慮が必要な子どもと家庭への支援ということで、

①として、児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援ということで記載がされていますが、イメージ的に未然防止というのと、早期発見、早期対応というのがセットで、いつ表現としては見ているところが多くあり、次の資料に行きますとその詳細が記載されていますが、資料2だけで見ますと、未然防止に主眼が置かれているように一瞬見えてしまひまして、未然防止も当然重要だと思うのですが、早期発見、早期対応というのもまさに求められているようなところですので、セットで表記するのはどうかと思いました。

【事務局】

今、委員からもお話がありましたように、個別目標でどこまで詳しく表現するかというのは、今の例も含めてかなり議論があり、この2015の計画のときも議論があったと聞いています。

今のよう、未然防止だけではなくて、その後ということもおっしゃるとおりだと思いますので、この辺はほかの協議と同様に、どこまで詳しく書くべきかというのは、逆にこの会でご意見をいただきたいと思ひますし、そういったことも踏まえて今後検討させていただければと思ひます。もしご意見があればお寄せいただければと思ひますが。部会長、いかがでしょうか。

【部会長】

ただいまのご意見に対して、いかがですか。

【委員】

この計画を資料にしたときに、個別目標のところの文言がすっきりと短くなるということが恐らくポイントになると思ひます。それで、未然防止、早期発見、早期対応ということで、どれも重要ですが、未然防止の場合は、恐らくほかの項目全てにかかわってくるのではないかと思ひます。

ですので、この場合、特に児童虐待の対応ということで、総合的な支援というところになりますと、どちらかというとも早期発見、早期対応をクローズアップするのはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

【部会長】

どちらかというとも、早期発見、早期対応をということですね。
ほかにいかがでしょうか。

【委員】

趣旨といたしましては、今、子ども家庭支援センターで虐待の対応について、非常に力を入れていただいて、児童相談所だけではなく、両輪として、取り組んでいるところです。

区ですと、どうしても未然防止とか、あと、支援的なかわりが中心のように、恐らく区民は思われるかもしれないですが、ただ、子ども家庭支援センターが対応の部分で非常に努力されているということも踏まえ、未然防止だけではなく、対応とかその部分について、ご尽力されている部分からクローズアップされるとうれしいという意図で発言しまし

た。

【委員】

今の議論の中で、今、盛んにきょうもテレビで児相と警察の問題をやっていました。早期発見をしたけど、早期対応が適切ではなかったと問題になっています。

そういう意味からも、児相のその文言はどうしても入れたほうがいいのかなど。早期の対応というのは大変大事、早期かどの期かわかりませんが、対応は非常に大事なので、今おっしゃったことを文言に入れたほうがわかりやすいのかなど。ちょっと長くなりますが、そんな感じがします。

【委員】

(1) 家庭の育てる力の支援というところの④に、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援というのがあって、ここ（(4)①）にも切れ目のない支援というものが出てきているので、これは、ここでもう一度どうしてもということではないと思うのです。総合的な支援をとにかくするということはもう伝わればいいことで、今まで皆さんがおっしゃったような、「早期発見、早期対応」ということを入れた方がいいと思います。

【事務局】

きょうの場で最終的に決める話ではありませんので、今、いろんな意見がありました。また部会長ともご相談し、次の7月の子ども・子育て会議の本会で事務局案を整理したいと思います。また、あわせて、この文言だけではなくて、やはり表現の細かさ、統一みたいなものもあるかと思しますので、いま一度精査して、次回の7月の子ども・子育て会議で、また違う部会の方もいらっしゃいますので、ご意見を賜ればと思います。よろしくお願ひします。

【部会長】

それでは、そのようにしたいと思います。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

【委員】

施策目標2の下から2行目ですが、支援を必要とする人とそれを支える団体やボランティアがともに自分らしく子育てができるネットワークと書いてあると、支える団体やボランティアも子育てしている人のような文脈ではないかと思うので、ちょっと文言を変えたほうが良いように思います。自分らしく子育てしたい人を支援する人がいるということで、ともにというのはどこに係っているのか、ちょっと理解ができないところです。

【事務局】

この文章の趣旨としましては、「孤育て」、ひとり育てなど、子育てでお困りの方について、子育て家庭の支援を必要とするという方は保護者の方というところですが、それを支える人は、地域の方、あるいはボランティアの方を含めてさまざまな方がそれを支えて

いる。その方自信も自分らしい生き方の中で関わっていく。また、人生100年時代という中では、子育てとか地域にかかわるのは年齢にかかわらず、いろんな形がある。それを自分らしくという表現を両方にかけて記載しているところですが、わかりづらいというご意見も今いただきましたので、逆に何か表現ですとか、こういったところということがあれば少しおっしゃっていただければと思います。文言の意味としてはそういう意味で書いたところです。

【部会長】

どうでしょうか。こういうふうに変えたら意味がとりやすいとか、そういうアイデアがありますか。

【委員】

ひとつご提案ですが、今考えただけですが、「支援を必要とする人が、自分らしく子育てができるよう、それを支える団体やボランティアとネットワークを構築するため」と。それで意味が通るように思いますが。

【事務局】

今、委員から文章のアイデアをいただきました。趣旨が伝わるように事務局で次回までに整理し、部会長とも相談したいと思います。いずれにしても、ちょっとわかりづらいという意見があったということで、少し工夫させていただければと思います。

【部会長】

それでは、今のご提案を参考にしながら検討していただければと思います。
ほかにいかがでしょうか。

【委員】

施策目標4のところ、③の障害、または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援の中に、外国籍のお子さんの支援だとか、多文化共生が含まれるとご説明がありましたが、ここの障害のお子さんへの支援のくりに外国籍の方の支援が入っているというところにちょっと違和感があります。ですので、項目として別にしてはどうかと思います。

【事務局】

こちらについても、特に庁内の議論の中で今の意見のような話がかかり出ました。おっしゃるように、この③のところは、障害を中心とした支援が必要な方を書くようなイメージということは、おっしゃるとおりだと思います。別出しとして⑤を設けるという意見も出たところですが、やはりさまざまな支援が必要な人というくくりの中で、事例として今回、多文化共生ということが一例としてありますので、それをこれにぶら下がる事業の中で書くほうがいいのではないかという議論をしたところです。

逆に言うと、⑤で新たにそういったものを設けたほうがよいという意見でしょうか。

【委員】

はい、そうですね。多文化共生の中に障害のあるお子さんや介護が含まれるということもあることですし、外国籍のお子さん、あるいは言語が日本語ではないご両親がいらっしゃるおうちの場合、やはり施策としては全く別個の施策になっていくのではないかと思いますので、別枠のほうがすっきりわかりやすいのではないかと思います。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

今のご意見では、施策目標4の場合によっては⑤番目という形で、別枠で設けたほうがいいのではないかとということですね。

ほかの皆さん方はどうでしょうか。

【委員】

先生が今おっしゃったように、実態というか、現場でも確かに言語の問題が出ていますので、そのあたりもこれから考えていく必要があるのかなと思います。子どもは結構早く日本語になじんだりしますが、ご両親は全く日本語がわからず、通訳を介してということなので、いろいろな日常的なことの連絡も窮することもあります。現実でそういうことがありましたので、別に入れていただけるといいのかなと思います。

【部会長】

ほかにご意見はいかがですか。

【委員】

今の件に関して、この資料2の(4)の③の障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭と書いてある、特別な支援の必要がある子どもというのは、課長がおっしゃったような外国籍、多文化とか、日本の文化ではないということで理解してよいですか。

【事務局】

そういう方も含めて、先ほどもご説明した、いろんな方の支援が必要だというところは変わらないですが、こちらについては、ベースとして障害というのは一つありますが、それ以外についてはさまざまな、今言った多文化以外のことも支援に含めてここに網羅されているという考えで書いています。

【委員】

資料3の施策目標4の下段の部分を読むと、ひとり親家庭、障害のある子ども、生活困窮家庭と三つありますよね。何かちょっと一致しないなというところがあって、ここに外国籍の家庭とか、そういう文言を加えるとかはしないのかなと思います。

また、この順番ってどうなんですか。ひとり親家庭、障害がある子ども、生活困窮家庭、ちょっと違和感がある。5番目で今度は外国籍ですか。ちょっと違う気がします。どうですか。

【事務局】

まず、順番のところですが、個別目標の②から④までを順番に書かせていただいています。

【委員】

いえ。この文章がではなくて、この①、②、③、④の順番も含めて、この順番は優先順位でこうなっているのか、それとも何かこういう基準でこの順番になっているなどがあるのでしょうか。

つまり、障害があるのは「子ども」、「家庭」に関して言えば、ひとり親と生活困窮の「家庭」。「子ども」と「家庭」は違うのです。その家庭の問題としては、もちろん配慮のあるところにくくられるのですが、私は障害のある「子ども」といろいろ事情のある問題を抱えた「家庭」というふうに、もうちょっとその順番のほうが理解しやすいんですけど。

【事務局】

この順番について、現計画の2015での議論を踏まえて並びを記載していますので、優先順位をつけるなどしてこの会で議論して並べかえるということは考えておりません。

【委員】

では、ちょっとお考えいただければと思います。

【事務局】

ここの項目は、庁内の連絡会でも非常にどのような表現にするかというさまざまな意見が出たところです。特に配慮が必要、この「特に」の文字も、その子が特別というイメージを与えてしまうので除いたほうがいいのではないかなど、さまざまな意見が出た中で事務局案としてはこのように提示しました。

外国人のところをここで読み込むのはなかなか難しい感もありますので、ただいまのご意見を受けて、また部会長とも相談したいと思います。

【部会長】

もうおひとり、先ほど手を挙げられていましたよね。

【委員】

実は先ほどの委員と同じことをお聞きしようと、「特別」というと何か露呈するというか、何と何が特別なのかということをお聞きできればと思います。

【委員】

特に配慮が必要な子どもと家庭の支援で、東京都でも「特に」という言葉は使っているのですが、恐らくここでは、「特別な支援を必要とする子ども」という定義が、特に配慮を必要とする子どもとの対比で、違いがわかりづらいのかなと思いました。

特別な支援を必要とする子どもの定義と申しますか、それに何が含まれているのか、課として、もし何か整理されているのであれば、むしろそこを具体的に記載したほうがよりわかりやすいのかと思いました。

【事務局】

今、北区でこの特別な支援を特に定義立ててはいないかと思しますので、今みたいな前提条件の注釈が必要なかどうかということも含めて検討させてください。

【部会長】

ただいまの箇所について、つけ加えるご意見等がありますか。

先ほど、外国籍というお話があったのですが、外国籍に限らないので、例えば外国につながる子どもとか、そういった表現でいかがかと思しましたので、それも検討課題とさせていただきます。

ほかのところはいかがですか。

【委員】

1点お伺いしたいのですが、施策目標5の①ワーク・ライフ・バランスの理解促進について、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供するというのが事業内容になっていますが、これは、誰に対して情報を提供するものですか。それは、区内の事業所にワーク・ライフ・バランスを考えた働き方、あるいは雇用のあり方を促進するよう、区内の事業所に指導をしていく、あるいは啓発していくということなのか、それとも働き手の区民に啓発をしていくということなのか、どちらでしょうか。

これは今議論する場所じゃなかったのですが、資料4の20ページに、安心して子育てと仕事ができる環境づくりの一つ目、ワーク・ライフ・バランスの理解促進として、事業としてはワーク・ライフ・バランスに関する情報提供というのがあります。これは区内の事業所に対する啓発なのか、区民に対しての啓発なのか、どちらですか。

【事務局】

資料4については、後ほど詳しくご説明したいと思います。

その中で少し説明したいと思ったのですが、このひし形の部分については、右に平成26年度見込み、平成31年度目標とありますように、今回2015を横引きさせて、こんな形を将来的に想定していますという記載をしています。また、現時点でいきますと、企業、そして働き手両方に対して情報提供や啓発は必要だと思いますので、両方についての対策と思っていますが、あくまでもこれは2015のことを記載しています。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【部会長】

それでは、資料4は後でまた説明があるので、資料の2と3に関して、質問がありましたら

たらお願いします。

【委員】

今話題になっている施策目標5について、理解・促進に努めるのはわかりますが、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくりというのは、なかなか区内だけでどうこうできるものではなく、これを読んでも一体何をしたいのかきっとわからないと思います。一つひとつの事業だと事業ごとの目的がわかりますが、例えば区内の事業所における働き方改革や、自己と子育てを両立するための環境づくりの促進というように、もっと具体的に書いたほうが読んでいてわかりやすいのではないかと思います。

【事務局】

この施策目標5は、今、委員が発言されたように非常に広いですし、北区だけでできる話ではないということもおっしゃるとおりです。しかも、これはすぐに仕組みができるというよりは、一人ひとりの意識や、会社一つひとつの認識、考え方かと思ひまして、広い形での環境づくりという表現にさせていただいています。

そういった意味では、逆に言うと、北区の事業者だけというのも、北区にお住まいの方は北区の事業者だけに勤めているわけではないという意味で書かせていただいたのですが、もう少し具体的なほうがいいということであれば、その辺も含めて再検討させていただければと思います。

今すぐにこうだというのは申し上げられないほどちょっと広い話になるかと思います。

【部会長】

それでは、資料2と3はよろしいですか。次に移らせていただき、議事の3、個別目標別事業について説明をお願いします。

【事務局】

こちらの資料4については、ページ数が22ページのため、要点、意図を中心に抜粋してご説明します。

(1) ①多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実についてです。こちらは、今後の保育サービス等について、区民ニーズの多様化への対応、そして、量とともに質の確保、その取り組みの方策等について記載しています。

なお、先ほど、委員からご質問がありましたように、ひし形の主な取り組み事業の右側の吹き出しをご覧ください。この主な取り組み事業は、本日の議論の参考のため、2015の計画事業をそのまま記載しています。以降のページでも同様です。こちらの記載は、本日上段部分のご意見を頂戴したいと思っております、こういった事業名、あるいは事業内容、見込み量等々を記載するのがいいのか、方向性とかを中心に記載するのがいいのか、その時期にまた皆様からご意見をいただきたいと思ひますので、後段のひし形以下についてはのちほどごらんいただければと思います。

続きまして、次のページ、2ページをご覧ください。

②の子育てに関する相談・情報提供の充実については、丸の二つ目に子育て、教育の総合的な相談拠点の整備、これについて児童相談所の設置、あるいは準備、整備にあわせて進めていくこと。そして、情報におきまして、多様な媒体を活用した情報提供について記載しているところです。

続きまして、4ページまでお進みください。

妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援です。こちらについては、丸の一つ目、そして、二つ目、こちらはまず気軽に相談できる、いわゆる間口の広い誰もが相談しやすい相談体制、そして、専門性の高い相談、専門機関に確実につなげること、切れ目のない支援を行うということを書いているところです。

続きまして、6ページまでお進みください。

施策目標の(2)子育て家庭を支援する地域づくりのところでは、①の地域における子育て家庭への支援についてです。こちらは、丸の一つ目、これは先ほど少し説明をしましたが、いわゆる「孤育て」、ひとり育てに陥りがちな保護者とのつながりの強化を図ることを期待しています。また、あわせて、ファミリーサポート事業をはじめとし、子育て家庭を支援する事業の利用環境を整えることなどを記載しているところです。

少し飛びまして、10ページまでお願いします。

⑤子どもの安全を確保する活動の推進です。こちらの丸一つ目、二つ目、三つ目などに、最近発生した子どもに関連する事件、あるいは事故から子どもたちを守り、安全・安心を確保する取り組みについて記載しています。また、最後の丸で、国、あるいは東京都、そして北区における受動喫煙防止に関する取り組みを踏まえて、子どもを受動喫煙の健康影響から守るための記載をしましたが、本内容は、現在、この(2)の⑤、子どもの安全を確保するということを書かせていただいておりますが、この後ご説明します(3)の④のこころとからだの健全な成長の項目に入れたほうがいいのではないかという思いもありますので、こちらについてもご意見を賜ればと思っております。

隣の11ページをごらんください。

施策目標(3)の未来を担う人づくりです。①の就学前教育の充実については、就学前②教育、そして、保育の充実や認定こども園への移行、そして、次の12ページについては、教育の場における子育ての支援ということで、小中一貫教育の推進、あるいはカリキュラムマネジメントや新学習指導要領の全面実施への対応などを書かせていただきました。

次の13ページ、③自己表現の場と体験機会の提供では、子どもたちの豊かな人間性や社会性、こちらを育むために、多様な体験の機会、あるいは活動についての充実を書かせていただいております。

次の14ページ、④こころとからだの健全な成長への支援については、健やかな子どもたちの成長のため、近年社会問題となっている、例えばスマートフォンやゲーム、これらに対する依存等への対応など、あるいは先ほども触れましたが、性の多様性の正しい理解など、人権感覚を磨くことなどについて記載しています。

次の15ページ、⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保におきましては、子どもに関する総合的な相談拠点の整備、そして、児童相談行政のさらなる充実・強化、そして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを初めとして、専門家、あるいは専門機関との連携強化を図る。また、改築中の王子第一小学校を除く全小学校に導入

されました放課後子ども総合プランの活動のさらなる充実を図ることについて記載しています。

次の16ページは、施策目標（4）特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援についてです。こちらの①児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的な支援については、児童相談所の設置に向けた検討・準備の推進、また、関係機関の連携強化など、地域全体で子育て家庭を支えていくということについて記載しています。

また、17ページ、②ひとり親家庭への支援については、ひとり親の孤立を防いだり、必要な支援に確実につなぐこと、また、住居等の要配慮者については、新たに設立された居住支援協議会など、必要な仕組みを協議することなどを記載しています。

次の18ページの③障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援については、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の一層の充実や、先ほど触れた多文化共生に関する取り組みなどについて記載しました。

また、隣の19ページ④生活困窮家庭への支援では、子どもの貧困問題の解決に、経済的支援を含め積極的に取り組むことについて記載しています。

最後に、20ページから施策目標（5）安心して子育てと仕事ができる環境づくりです。①ワーク・ライフ・バランスの理解促進では、全ての人がライフステージ、人生において自分らしい多様な生き方ができるための支援、また、先ほども触れましたが、働き方改革について書いているところです。

以上、長くなりましたが、資料4についての説明になります。

【部会長】

それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

【委員】

14ページのこころとからだの健全な成長への支援、新しい事業はととてもすばらしいと思いますが、それにプラスして、必要な性教育もちょっと考えていただけたらなと思います。

厚生労働省によると、2017年度の20歳未満の人工妊娠中絶は14,128件で、1年間に20歳未満の母親から生まれた子どもの数が9,898人です。それよりずっと多いです。赤ちゃんの命が奪われる虐待死もよく放送されていて、なかなか少なくならない。10代で妊娠した母親から生まれて虐待死した子どもで最も多いのは、生まれた日に亡くなるケースで、トイレやロッカーに遺棄されているなどもよく聞く話です。

避妊や思いがけない妊娠に関する相談を受けているNPO法人では、よく若い世代の性知識が本当に乏しいと。そういうことを知らないまま大人になるというか、ある程度の年齢になってしまい、家庭や学校での性教育がやはり不十分だということは以前から指摘されていることで、もうインターネットがこれほど氾濫してきますと、子どもたちが親の知らない間に、アダルトサイトなどで得た知識のままに、中学生や高校生が望まない妊娠、出産、中絶などで、女性の体や心が痛んで、将来の進路を狭めることもあるわけで、性交や妊娠の仕組みだけでなく、性暴力についての知識や、性的同意、体や心を尊重する人権教育とも結びついているので、そういった性教育は家庭と学校両方で必要だと思っています。

す。

性教育は幼児期からというのが世界水準で、自分のプライベートパーツ、水着に隠れる部分のことで、誰にも見せない、さわらせないという知識を小さいころから教えておけば、性被害に遭ったときにおかしいと感じますし、自分の言葉でそれを大人に訴えることもできます。他の人のプライベートパーツは見ない、さわらないという知識を得ていれば、加害者をつくらない予防教育にもなります。そういった事業を行う専門家はいますので、学校の授業や、保護者が家庭でそういうことが言えるように、保護者向けの講座も事業化していただくと、心と体が守れると思います。

性の多様性についての正しい理解と知識の普及も本当に大事で、これも当事者の人権擁護に直結するので、力を入れていただきたいところだと思います。

あと、もう一点、5月にWHOがゲーム障害というのを新たな依存症として正式に認定しています。ゲーム障害の子どもや若者が世界的にあふれてきて、認定されたことで医学的な研究が進んだり、行政の改革が進んだりと言われてはいますが、前回の会議で示されたニーズ調査でも、パソコンやスマートフォンを3時間以上使用する割合はふえてきていて、なかなかゲームをやめられないという家庭、子どもの依存症に苦しむ家庭もふえてきているのではないかと思います。そういったところを教育の場における新しい支援になるのか、特に例えば12ページになるのか、また、どこになるのかわかりませんが、メディアリテラシーの促進というのも力を入れていただいて、ゲーム障害を未然に防ぐようなことに力を入れていただければと思います。

【事務局】

全体的なところでいきますと、後半のゲーム障害については、先ほどお伝えした通り、スマホとかゲーム依存のところは書いていますので、そこをもう少し、例えば教育の部分のところで何か事業とか方向性の中で書くかどうか等々については、これから検討させていただければと思います。

また、前段でお話がありました性教育についても庁内の検討会でも議論が出たところです。望まない妊娠等のお話もどうかという意見も出たところですが、その部分を一つピックアップして、この中で載せるということまでには至っていないところです。ただ、こういったご意見もいただいたので、どこまで記載をこの丸の中で表現するのか、あるいはそれ以外のところかどうかというのはご意見を承りますので、検討させていただければと思います。

【事務局】

学校における性教育は、まず、学習指導要領を踏まえた内容について計画的に実施をしているところです。ただし、今お話のありました生きることにつながる、性教育を大切にすることについては非常に重要な教育と認識していますので、東京都教育委員会も昨年度から性教育の手引きというものを新しく改訂し、学習指導要領を超えた部分についても、保護者の理解を得て、あとは外部の人材、保健師などのゲストを招いて、専門家のご意見や知識等も活用しながら、子どもたちの実態に合った性教育を進めていくということで実施しています。そういったことも踏まえて今、担当の課長から検討していくというお話が

ありましたので、協議しながら考えていきたいと思ひます。

【委員】

それについては、保護者の同意がないと子どもが必要な情報を得られないというところで、非常に子どもの状況を見ながら危惧していますが、保護者の方と話すと、自分たちも性教育を受けていないので、何をどう説明していいかわからない、学校でやってくれば一番いいと。これは大変無責任な話で、やはり大人として親も学びながら子どもに話していくということが大事だと思うので、先ほどお話ししたように、学校の中で講座を持つこととかがなかなか難しいのであれば、保護者向けのことができないものかなと。これは例えば、男女共同参画の分野の授業であってもそれはいいと思うのですが、まず大人も並行して、ちゃんとした知識を持っていないと、相談されたときにどう対処していいかわからないということも応分にしているようですので、そこを何とかもう少し進めないものかと思っています。

中学や高校でそういうことがあると、非常に受験などに影響しますし、将来の進路が本当に狭まるので、そういった意味で非常に危惧しています。

【部会長】

ちょっと意見を言わせていただきますと、委員がおっしゃったことは、例えば親とか学校で教師がやるというのももちろん必要なことだと思いますが、こういったデリケートな問題に対してなかなか親は言いづらいところがあるので、先ほど委員が言ったように、専門家が、模型だとかぬいぐるみとか、ロールプレイをしたりしたほうが、特に心と体の問題というのは子どもが理解しやすいし、わかると思います。リーフレットとか紙を配ってだと頭の中の理解になってしまうので、こういった体に関わること、特に人との関わりの問題ですから、専門家がノウハウを蓄積しているので、そういうプログラムを実施するという、これはなかなか一つの学校単位だけでは難しいと思うので、事業化していただけたらというご意見だったかなと理解しています。

【委員】

先ほど、保健師さんという話がありましたが、そういう保健師さんの話ではなかなか具体的につながらないので、先月、男女共同参画推進ネットワークで対談というか、後援会をして、あちこちの学校に出かけて行って、模型を使いながら、具体的な話をしている産婦人科の女性の方がいて、ああいった方が非常にわかりやすく手短かに明るく話すというのが一番で、真面目に陰気に話すと、どうもさわっちゃいけないような話題になりますけど、当たり前のようにそういった方にお話ししていただくと、親も非常にわかりやすいのではないかと考えています。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

2 ページの児童相談所のことでちょっとお伺いします。北児相は、北区だけではなくてこの近くの何カ所かいろいろ分布しています。2 3 区で2 カ所ずつを整備していくということで理解していますが、北区の児相が整備されるこの児童相談所整備に合わせて、それぞれ一体的に整備します。平成31年の目標は1カ所と書いてありますが、ここら辺についてもう少し詳しく教えてください。

【事務局】

ただいま、児童相談所整備についてご質問をいただきました。現在区では、子ども家庭支援センターや教育総合センターとの複合化により、場所としては旧赤羽台東小学校の跡地を活用して、児童相談所を設置する予定で準備を進めています。具体的な整備の内容やスケジュールについては、今年度策定を予定しています基本構想の中でまとめていきたいと考えています。

【委員】

今の児相は非常に手狭ですね。北児童相談所。あそこに前に行ったことがありますが、非常に手狭で、近場の区を何区か請け負っているのですしたら、早く整備を進めたほうが良いと思いますが、どうでしょう。

【委員】

北児童相談所はこの地区で50年ほど建っており、古い建物になっています。北区の話もありましたが、ご案内のとおり、来年の7月には荒川区が児童相談所を設置することで、荒川区が管轄から抜けるということになります。管内には、北区以外に、あと板橋区もございまして、引き続き北児童相談所としては、荒川区が設置された後も、北児相として、都児相として、児童相談体制については、引き続きそのままでの状態で相談体制を保っていく予定となっています。

その後も、先ほど23区という話がありましたが、先行で3区が進んでいますが、それ以外の設置計画は現在ありませんので、状況を見きわめながら、今後の児童相談体制、東京都全体におきましての相談体制は、区としても今後検討していくことになろうかと思っています。

【委員】

大事なお仕事ですので、ぜひ力を入れて、新聞で余りいい評価を得ていない報道をされていますので、頑張ってくださいと思っています。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

19 ページの生活困窮家庭への支援について、一つ目の丸の最後で、子どもの貧困問題の解決に努めますと書いてありますが、子どもの貧困問題はそう簡単に解決しないもので、

まずお金がないので保護者はダブルワークをしていたり、長時間労働をしたりしていて、なかなか子どもに構えない。お子さんは旅行をほとんどしたことがないとか、文化的娯楽の機会が非常に少ないとか、いろんな問題があるので、解決に努めますというのはちょっと言い過ぎじゃないかと思います。多岐にわたる支援を行っていますとか、行いますとか、そのぐらいでちょうど事業に適しているのではないかと私は思います。

それから、ここで子ども食堂のことが書いてあり、そちらの北区子ども食堂ネットワークの世話人をしているのですが、今、北区に24カ所ほど子ども食堂があって、東京で今一番多いと言われています。それでもキャパの小さい子ども食堂も少なくなく、私も60人ぐらいまではお子さんを入れていますが、満員だとお断りすることもあります。ですので、まだまだ足りていないという状況があります。

それから、学習支援教室、社協と共同運営しているものと、また独自で運営しているものを二つ行っていますが、中学生はみらいきたに、そういう北区の方針があるので、小学校を卒業したお子さんにはみらいきたに応募するように、必ずお勧めしているんですが、学習障害があったり、ちょっと家庭環境が複雑だったり、極端に人見知りというか、大人不信でしょうか、なかなか新しい環境になじめないお子さんもいて、引き続きうちに通ってきて、それもまた別口で引き受けていることもあります。

また、保健室登校や不登校だけど、塾に通う経済的な余裕もなくとか、あるいはみらいきたとか学習支援教室に応募しない保護者の方もいます。子どもの教育に余り関心のない方はある程度いて、どうしたものかといういろいろ思うのですが、だから、どういう子もこぼれ落ちないように、いろいろな支援が必要かなと思います。

なので、区がかかわっている学習支援教室と、みらいきた、これと生活保護世帯の塾の支援だけで済む問題ではないので、いろいろな多岐にわたる支援を今後もいろいろ探っていただきたい。

あと、地域づくりのところ、9ページです。④として、地域づくりのための人材育成の推進と書いてあり、地域づくりが主眼になっていますが、これは結局、地域における子育て支援活動をする人材育成の推進ですよね。どう説明したらいいのかあれですけど、地域づくりのためというと、何か地域が主眼になっていくようで、ちょっと違和感があるなと思っています。地域における子育て支援活動に従事する人材育成の推進ぐらいですか、どちらかと言えば。

【事務局】

今、最後のお話にもあった地域づくりのためというのは、これは表題④をイメージしてそのまま書いたのですが、今、まさに委員がおっしゃったように、今回は子育てとか、子育てとか、そういった家庭の支援ということですので、文言が足りないのかなというのはそのとおりだと思います。検討させてください。

また、冒頭でおっしゃられた解決というの、少し欲張り過ぎだと思っていますので、委員がおっしゃったように、実際に地道に支援をしていく部分についての記載ということを書かせていただければと思います。

途中でお話がありました学習支援とか、子ども食堂、直接この表現等がかかわらない部分もあるかと思いますが、そういうご意見をいただきましたので、現在、私どもの所管で

そういった事業をやっていますし、福祉部門と連携してやっておかないといけない。一例がありましたように、例えば学習関係でいきますと、小学生が生活福祉課、中学生が子ども未来課ということで、この辺は年次で、そのときに分けさせていただいているところです。

これの一つの要素は、やはり中学生になると学習もかなり高度になってくるということで、子ども未来課では、いわゆる学習塾を展開しているところをお願いをしつつ、単なる学習だけではなくて、居場所、あるいは年齢の近い先生が話をするというところで、その子の学習状況に応じて、勉強を進めていくということもあれば、本当に身近な生活の話だったり、学校生活の話とか、家庭生活の話から心を一緒に通わせて勉強をしていくということもやっておりまして、第一にそういった支援をやっていますので、この辺はやはりそれぞれの成長段階に応じた学習支援というところがあります。

ただ、いずれにしても、居場所というところにつながるというのが一つのポイントだと思っていますので、この辺は引き続き関係課と連携して行っていきたいと思います。

【部会長】

ほかにあればどうぞ。

【委員】

施策4のひとり親家庭支援のところですが、17ページです。

ひとり親家庭支援については前年度になりますか。いただいた資料を見ながらちょっと考えたのですが、北区における子どもの貧困に関する指標の推移という資料を2月の部会のときにいただいています。その中で、ひとり親家庭については、就労支援事業により就業率を高め、正規雇用率を高めていくということで指標が掲げられており、就業率は100%です。正規雇用率は39%ですが、北区ではひとり親家庭の保護者の皆さんは、もう100%仕事をしているわけです。ですが、ニーズ調査報告書を見ますと、ひとり親世帯になっての困りごと、生活費が不足した、子どもの療育費が困ったことであると回答しているのが半分近くいるわけです。仕事をしてもお金が足りていないというのが実情です。

これは北区に限ったことではなく、日本全体について同様の傾向があると思いますし、日本は先進国でも唯一、就労しても貧困から抜け出せないという独特な特徴を持っている国なのです。ですので、ひとり親家庭の経済状況を支援していくという場合、就労支援では答えにならないということはもうさまざまなデータから明らかになってきていることです。ですので、就労支援をするのは一つ必要な事業だと思いますが、それに加えて、やはり給付がないと経済的には満たされない、ニーズを満たすことができないというのが、ひとり親家庭が置かれている状況です。ここをどうすればいいのかというところが大きな課題になってくるかと思っています。

基礎自治体レベルでは地域での支援、子育ての経済的ではない部分の支援がメインになってくるのかもわかりませんが、根本的な困難を解決するという上では、やはり給付をどうするのかということをも具体的に検討することなしに、この問題は乗り越えていくことはできないのではないかと思います。ですので、基礎自治体単位として、例えば家賃を補助するとか、工夫ができないかということもご検討いただければと思います。

【事務局】

今、委員からお話がありましたように、アンケート調査の中でも希望する区からの支援としては、資格とか技能習得時の講習会の受講費用の助成とか、相談を1カ所でできるような形、そして、経済的な支援というようなものがやはり大きいと思います。

この間、取り組みは基礎自治体レベルでは可能なことをいろいろやっているところでして、やはりなかなか金銭給付まで行くところを自治体の中で何か個別にというのはかなり難しいというのが実情ですので、ここは方向性の中で、そこまで具体的に方向性を書くのはちょっと今時点では難しいかなという考えです。

ただ、そういったニーズ調査の結果もありますので、そういったニーズがあるのは当然理解しています。

【委員】

関連して、ひとり親家庭の支援をするときに、家庭での子育てを重視するのか、それとも就業することを重視するのか。これは実は対立する考え方だと思います。これもどこに価値を見出していくのか、どこに重点を置いていくのかという方針を持っておくというのも一つ重要なことではないかなと思います。

【部会長】

今のご意見に関してはよろしいですか。

【事務局】

かなり難しい問題だと思いますので、きょうの時点では、ご意見を承ったということでご勘弁いただければと思います。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

14ページ、主な取り組み事業の中で心の教育推進委員会の運営とあります。これは、たしか過去に私も委員をやっておりましたが、平成30年度はやっていましたか。

【事務局】

平成30年度については、こちらの心の教育推進委員会については、東京シューレと連携をしました政策協働事業ということで、子どもの多様な育ちを支える、そういった取り組みにかえて、さまざまな子どもたちの心の教育も含めて、子どもたちの支援を行っていくという形の集まりを何回か開いています。

【委員】

心の教育推進委員会は私もやっていますから、たくさんのことを行っているのは承知し

ています。あれと、今まで従来この教育推進委員会でやっていた、我々地域の者とか、あるいは学校の先生方の参加していたのとは形がまた違いますよね。

平成31年、これから目標とする推進は、何らかの形をやるのでしょうか。それとも、今おっしゃったような3年間事業の中で、もう2年やりますから、3年で。そこに変えていくのか、そこら辺はいかがでしょうか。

【事務局】

今、委員からお話がありましたように、今後の取り組みについては3年間の取り組みとなっていますので、昨年度、平成30年度と同様の形で今年度、または次年度を進めていくということです。

今年度はシンポジウムを開いたり、情報交換会をする中で、学校から各学校1名は参加してもらい、少し対象を広げる形で、より広く取り組みを進めていくということで考えています。

【委員】

従来の教育推進委員会のちょっと形を変えたのご説明をいただいたとおりだと思います。

特に不登校対策については、東京支部の考え方と教育委員会の考え方が協調して同じ方向を向いてやっているという取り組みをされたように、それは大変評価します。3年間のうちの残りの2年、お互いやる、そういう形で頑張っていきたいということで結構です。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

国の統計によりますと、昨年の中高生の自殺が362人ということで、きょうの新聞で読みましたが、ほぼ毎日一人が命を絶っている計算で、ゲームで心の苦痛を抑えられるからゲームが自殺を防いでいる。それがゲーム障害を生んでいるという話をよく聞きますが、中高生向けのティーンズセンターはまだ6カ所ですか。もっとありますか。1カ所しかない。

なかなか中高生の居場所って難しいと思っていて、先日のニーズ調査で、12歳から18歳の中高生がどうしても家にいられない、いたくないときに居場所が欲しいという意見もあって、こう思っているけど書かない子もいると思うし、こう思っている子もいると思うのです。特別家庭環境が悪い家でなくても、思春期に親と衝突することも間々あるので、そういった中高生の居場所はいつも必要だと思っているのですが、子ども食堂も小学生のうちに毎回通っていると、そのうち中学生になって、今、中学生が時々来たりするんですけど、継続することで、高校生になってもまた続けて来てくれると、何か元気がないとか、何か悩みがあるとか、そういう地域の大人と交流することで、何かそういう役目ができないかと最近思っているのですが、そういう中高生の居場所について考えていただけたらなと。ティーンズセンターをいっぱいつくれと言っているわけではないですが、そういうものは必要とされているというニーズがあるということを確認しておきたいと思って発言し

ました。

【事務局】

15 ページでティーンズセンターということで、ここは、当初6カ所がまだ1カ所にとどまっている、これは、ハード的な部分もありますが、さまざまな今おっしゃったような中高生の思いがあるのかなど。今回のアンケート調査の中でも中高生のほとんどが悩みがあり、気軽に話せる相談相手は、学校の友達、先輩、母親などが多くなっているが、やはり誰もいないという回答もあります。

この間、私も児童館等々を管轄している課長もした経験では、中高生でそういった子どもについては、児童館やティーンズセンターに、その職員を頼ってくる場面も多く、子どもたちの居場所の一つとして、やはりティーンズセンターというのは必要なのではとも思っています。

ただ、その機能については、さまざまな子どもにとって自由に活動したり、広い場所が欲しいとか、音楽をやりたい、運動をやりたいという子もいれば、今、まさにおっしゃったような悩み事を聞いてほしいとか、居場所が欲しいというさまざまな要望もあるかと思いますので、やはりその辺を含めた中高生の居場所をしっかりと確保していくというのを、計画の中では当初の6カ所がまだ1カ所にとどまっていますが、引き続きこういった居場所を確保していきたいと考えています。

【委員】

今のティーンズセンターのことですが、私も6カ所と書いてあったので、今後どういう動き方をするのかと思っていました。

今、委員からもお話があったように、この継続性というのが今、私たちも悩みを抱えているところで、児童館と子どもセンター、この二つのタイプの受け入れ先がありますが、児童館はまだ小学生が来られるところになっています。子どもセンターは小学生の足が遠のいています。わくわく☆ひろばに小学生の居場所が移行し、そこが小学生の居場所となり登録者が増えています。

また、ティーンズの受け入れと、わくわく☆ひろばとの連携が課題になっています。どのような形で私たち（子どもセンター）が学校の中に居場所のある小学生と、連携をとっていったらいいのかというのが今課題になっています。そこがスムーズ連携できると、中高生と関係が1回途切れるわけではないですが、子どもセンターが乳幼児、それから小学生が学校の中、ティーンズセンターというのがそれぞれの役割で運営をされていますが、児童福祉法の0歳から18歳まで、統一性を持って運営していくことを考えたいと思っています。またいい方法がありましたらいろいろアドバイスをいただきたいですし、今わくわく☆ひろばでもいろいろな形で試みをしています。

それともう一つ、3ページの親育ちサポート事業のところに、事業内容、この文言ですが、NP（ノーバディズ・パーフェクトプログラム）を児童館（子どもセンター）で実施していますが、この通常のものほかに、お父さんを対象にしているパパNPと、働いている方を対象としているワーキングマザー等々があります。親育ちサポート事業は、このカナダで生まれたNPを活用させていただいています。北区の親育ちサポート、イコール

NPではないという認識でいますので、ここは実施ではなくて活用という表現にしてもいいのではないかと考えています。

【事務局】

取り組み事業については、冒頭ご説明しましたように、現在の計画をそのまま書いているところですので、今後の方向性とは合致しないというところをご了解いただきたいです。

また、今、NPの話が出ましたように、北区としてNPが親育ちの唯一の事業だとは思っておりませんで、こういったさまざまな事業を通して、やはり子育てに悩む保護者の方を支援したり、親育ちにつなげていくという実例として当時この事業を記載していますので、今回の新たな計画2020については、この辺の事業を書くのか、あるいは方向性を書くのか等について検討したいと思います。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

15ページで先ほど、18歳までの居場所づくりということでお話をいただいたところですが、児童相談所は、18歳までのお子さんたちの支援をすることができます。やはり児童福祉法上、18歳になると支援を切らざるを得ないということもあり、一番課題と認識しているのが、中高生もそうですが、18歳、19歳、要は成人するまでのお子さんたちの切れ目のない支援というところで、児童相談所ができない部分については、ぜひ地域で支援体制を強化していただきたいと考えている。

ティーンズセンターは、恐らく中高生と書かれていますので、18歳が含まれて、19歳は含まれないのかもしれないですが、切れ目のない支援というところでは、その18、19のお子さんたちが健やかに成人を迎えられるよう、地域一体となって支援していければいいと思っていますので、そのあたりの事業、施策等がございましたら、ぜひご検討していただければと思います。

【事務局】

今、子育て施策という児童福祉の関係でいきますと、基本的に18歳というのが一つの切れ目になっているので、やはり事業の対象は中高生までが多いです。ただ、精神年齢の話とか、いろんなところで、どこまで支援がというところで行きますと、区全体としては、やはり切れ目のない支援ということであれば、それは年齢相当についてそれぞれの対応が必要なのかなと思っています。

ただ、今回のこの子ども・子育て支援計画の中で、どこまでというのはなかなか難しいのかなと思いますが、やはりそういったなかなか大人でもない、子どもでもないというところで、社会から隔離された子どもたち、そういった人たちの視点も非常に重要かと思えますので、計画の中ではなかなか難しいところですが、ご意見として承りたいと思います。

【委員】

先月末に、北区子ども若者応援ネットワークが立ち上がり、これは社協の困窮家庭を担当する職員が事務局になって、子ども食堂とか、養護施設を経て、専門学校などに進学しているお子さんのシェアハウスを出されているNPO、北区にあるんですが、あそこの方ですとか、東京シューレとか、いろんな人が集まって情報交換していこうということで、若者というのは20代まで、子どもというと18までなので、最初は子どもの支援、応援をしていくという構想だったのですが、だんだん東京シューレとか、ようこそとお話ししていると、結局もう少し上までということになって、なかなか18で社会に一人で放り出された、そのときに一人で生きていくのは大変なので、その辺を応援していこうということで、今、ネットワークの活動が始まり、そこは当然北区さんとも情報を交換しながら、助けていただいたりしてやっていこうという市民の動きもあります。

そこでカバーしきれないと思いますが、何もしないより多少何かやれるかなと思っています。いろんな活動をされている方がネットワークをつくれれば、自分たちの知らないことも情報が入ってくると思います。

子ども食堂をやっている、そこで子どもが遊んでいると、よくマンションの住民の方から、うるさいとかどなられたりします。短時間で、大して遊んでいないんです。あるいは、夏休み、春休み、長期の休みにランチ会をやりますが、お昼にちょっと遊んでいると、区の担当者のところから苦情の電話が入ったりします。あと、近くの公園で、子ども食堂のランチ会が終わって、小学生の子どもたちが遊びにいくと、近隣の方からやっぱりうるさいとどなられたりして、せっかく公園があっても元気に遊べない、黙って遊ぶというのなかなかつらいところで、なかなか子どもが遊ぶことが自由にできないというのが現状かと思っています。

それで、ニーズ調査の自由意見の中で、多くの方が、禁止事項のない、子どもが気軽に遊べる場所があったらいいという意見があって、特に就学前の親御さんなんかは、遊び場に子育て経験のあるスタッフがいてくれると安心でき、どなられたりして怖くないようなということもあるんでしょうが、そういう意見もあって、プレイパークの事業をもっとあちこちで継続していただくと、地域の親子連れですとか、小学生とかが元気に遊ぶことができるのではないかなと思うので、そういったところをよろしくお願ひしたいと思っています。

【事務局】

最後にプレイパークの例示がありました。今、北区ではプレイパーク事業を政策提案、協働事業の流れで支援をしているところです。もちろん子どものいろんな遊びを支援するという一つの外遊びを中心ということですので、これは、さまざまないろんな地域の活動、そして、子どもの居場所の一つ、あるいは活発な活動の場所という事業としてひとつ効果があるのかなと思います。

この事業に限らず、やはりそういったことについては、先ほどもうるさいという話があったように、やはり地域の方々のあたたかい支援というのが何よりと思っているところで、この計画の中でそれをどういうふうに盛り込むかは非常に難しいと思いますが、そもそも子ども・子育て支援計画の根本にあるのは、今回、三つの大きな施策目標がある中で、まちぐるみという表現があるのは、まさに地域が子どもたちを本当に支える、子どもたちの

未来を支える、子どもたちの成長を見守っていくということが一番大事だということでは変わらないので、そういった思いを込めて計画は立てていきたいと思っています。

ただ、今みたいに表現をどこまで入れるかというのはなかなか難しいのかなと思います。何かお知恵があったら教えていただければと思います。

【部会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

先ほどの18歳から19歳、20歳まで、成人になるまでの若者をどういう枠でサポートしていくかというところですが、これは、都では何か施策が出ているのか、出ていないのか、どんな状況でしょうか。

【事務局】

今の時点で、東京都で今言った19、20歳の部分がどうかというのはちょっと今手元に資料がないので、明確にはお答えできないところです。

先ほど、原則で基本的にこの子育ての今回の計画については、基本は0から18歳までの子どもを中心に、保護者は当然いろんな年齢がいると思いますが、それが基本だとなってくるかと思います。

ただ、例えば一例でいきますと、北区の子どもの未来応援プランでは、おおむね18歳としていますが、支援の内容によっては20歳まで、成人になるまでという注釈もつけて計画を策定していますので、計画自体の対象年齢は変えられないと思いますが、その周辺の施策みたいなものは、当然区の政策として考えていくのは必要なことだと思いますが、ここに落とし込むのはなかなか厳しいと思います。

東京都の事例は、手元に資料がありませんし、ちょっとそこまで調べ切れていませんので、後ほど調べさせていただきます。

【委員】

ありがとうございます。

18、19、20歳の若者の支援というのは非常に重要で、子どもの児童福祉法の枠には入っていないとはいえ、やはり妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援という観点からも、やはりここの人たちは別だと切り分けることができない、そういう年齢層なのではないかと思いますので、事業の中で柔軟に18、19、20歳の若者をどうやってサポートしていけるのか、柔軟に対応していただければと思います。

【部会長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定されていた議事は全て終わりました、4のその他ということになりますでしょうか。事務局からスケジュールのご案内をお願いします。

【事務局】

今後のスケジュール等について、説明します。

本日お配りした次第の下で、今後の日程を示しています。

今回の部会が本日開催です。一番下に参考で、もう一つの部会であります支援事業計画部会について7月3日の水曜日に開会を予定しています。その後、一番上の第26回子ども・子育て会議ということで、7月31日の水曜日に開催したいと思います。きょうのこの部会の報告、進捗の確認とあわせまして、7月3日の支援事業計画部会も同様に進捗の確認をこちらでお示しし、また、ご意見をいただければと思っています。

2行目のところです。第4期子ども・子育て会議委員任期開始ということで、今回の皆様の任期は2年間ということで、7月末日までになります。8月1日から新たに2年間の委員の方を委嘱しますので、後ほど少し説明いたします。

日程の次です。第2回のこちらの次世代育成支援行動計画部会、これについては、きょう議論いただいた部分と、本日ひし型で示していた事業を書くのか、方向性を書くのかというところの事業を含めた部分、こちらの内容について、次回お示しさせていただければと思っています。

その後、第27回子ども・子育て会議、こちらについては、おおむね素案程度はお示しできればと思っております、9月上旬から中旬にかけて日程調整しているところですが、9月下旬になる可能性が高いので、こちらを9月下旬と修正していただければと思います。

また、その後、第28回の会議は今の素案についておおむね完成させていただき、答申としておまとめいただくというのを、11月を目途に行う予定です。

いずれにしても日程がそろい次第、委員の方々にご案内を差し上げます。

また、先ほどの新委員のお話です。こちらについては、第4期ということですので、きょうご参加の皆様方については、各団体の推薦ということで出席いただいているところですので、近日中に各団体に推薦をお願いするところです。

また、公募委員に関しては、北区ニュース、そしてホームページで公募委員の募集を開始し、北区ニュースは6月10日号ということで、もう既に載っています。本日は公募委員の方はいらしていませんが、公募委員の募集についても始めたところです。

【部会長】

確認ですが、資料5は特にご説明はよろしいでしょうか。

【事務局】

資料5の教育・子ども大綱（素案）です。先ほど、一つは今回のそれぞれ施策目標等々で、ポツの二つ目の部分についてこの文言を利用し、方向性を書かせていただいたところです。もし時間がよろしければ、若干ちょっと説明をさせていただければと思います。

1枚おめくりいただければと思います。

これはあくまでも素案ということですので、現在、総合教育会議で審議いただいたところです。ホームページ等々でもこちらをお示ししております。

まず、1ページの「北区教育・子ども大綱」の位置づけということで、丸で二つ大きく説明があります。それぞれの計画等々を参酌し、こういった形で教育・子ども大綱を作成

するということです。関連するのがまさに左下にあります、北区子ども・子育て支援計画2020、これとリンクをしていくというところをお示ししています。

また、2ページで、先ほど理念ということで大きく二つ書かせていただいた中で、1番の基本的な人権を尊重、これも当然子ども・子育て支援計画のところの肝ということで書かせていただきました。

そして、後段の未来を切り開いていく力を伸ばし、以下について、これは教育、そして、子育て分野それぞれを包含する理念としてお示ししています。

以下、教育分野、そして、子育て分野ということで、丸の囲いの中でその理念を代弁しているという表現で書かせていただいています。子育て分野については、まさに基本的な視点等々で書かれているところをわかりやすく日本語にしました。また、基本方針については、きょうも議論していただいている中身をそのまま載せています。

もう一枚ついているのが、策定スケジュールということで、これも参考ですが、これは、あくまでも教育・子ども大綱を中心に考えたイメージということで、網かけで企画課で教育・子ども大綱、そして総合教育会議ということで書かせていただいています。

子ども未来課が所管しているこの子ども・子育て支援計画は一番下段になりますが、こちらについて、まさに令和元年に審議をこの子ども・子育て会議でしていただき、最終的には11月ごろに素案の報告という形と、12月～1月にかけてパブリックコメント、令和2年からの計画施行という形を予定していますので、参考にごらんいただければと思います。

【部会長】

皆様からいただいたご意見、ご質問等をできる限り盛り込んで、よりよい計画にさせていただければと思います。

そして、きょうのご意見等は、先ほどから事務局からお話がありますように、7月末の会議でお示しできればと考えています。

以上をもちまして、会議を閉会したいと思います。